主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人關口正吉の上告趣意について。

第一点憲法にいわゆる残虐な刑罰とは不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする 人道上残酷と認められる刑罰を意味し、被告人側から見て過重と思われるだけでこ れに当らないことは、すでに判例の示すとおりである。論旨は採るを得ない。

第二点所論は、結局量刑の不当を主張するに帰し、適法な上告理由と認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	流	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官